

大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程

平成16年 4月 1日
規 程 第 3 5 号
平成17年11月28日改正
平成18年 3月31日改正
平成19年 3月26日改正
平成19年 7月20日改正
平成20年 1月15日改正
平成20年 3月28日改正
平成20年 7月15日改正
平成21年 3月23日改正
平成21年 6月25日改正
平成21年 9月 9日改正
平成21年11月30日改正
平成21年12月17日改正
平成22年 3月26日改正
平成22年11月30日改正
平成23年 1月11日改正
平成23年 3月28日改正
平成24年 3月30日改正
平成25年 3月26日改正
平成25年12月 3日改正
平成26年 4月14日改正
平成26年12月17日改正
平成27年 3月23日改正
平成27年 9月 7日改正
平成28年 3月15日改正
平成29年 1月30日改正
平成29年 3月27日改正
平成30年 1月29日改正

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）に基づき、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員（外国人研究員を除く。）の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- 一 基本給は、本給（第23条の規定による本給の調整額を含む。）とする。
- 二 諸手当は、扶養手当、機関長手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、

単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

- 2 外国人研究員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。
 - 一 基本給は、本給とする。
 - 二 諸手当は、通勤手当のみとする。

第3条の2 前条の規定に関わらず、特定のプロジェクトを担当する研究教育職員で年俸制によることが適切であると認める者の給与は、本人の同意を得て、別に定める年俸制給与規程に基づき支給する。

(給与の支給日)

- 第4条 本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当は、当月1日から末日までの勤務期間について、その月の月額的全額を毎月17日に支給する。超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（15日が休日に当たるときは、18日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が休日に当たるときは翌日に支給する。
- 2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(本給の決定及び適用範囲)

- 第5条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定する。
- 2 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 一般職本給表（一）（別表第1）
 - 二 一般職本給表（二）（別表第2）
 - 三 研究教育職本給表（別表第3）
 - 四 指定職本給表（別表第4）
 - 五 外国人研究員の本給表（別表第5）
 - 3 前項に掲げる、各本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。
 - 一 第一号の適用を受ける者 事務職員、技術職員
 - 二 第二号の適用を受ける者 労務職員
 - 三 第三号の適用を受ける者 研究教育職員、機関の長
 - 四 第四号の適用を受ける者 機構長が定める者
 - 五 第五号の適用を受ける者 外国人研究員
 - 4 第2項第1号から第3号までの本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容並びにその級別の資格基準は、別に定める。

(本給等の改定)

第6条 機構長は、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）の改正が行われた場合には、改正後の給与法、法人の収支状況、社会情勢等を斟酌の上、本規程を改正し、本給及び諸手当を改定することができる。

(初任給)

第7条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定める。

(昇格)

第8条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させる場合、その者の号給については、別に定める。

(昇給)

第9条 職員（指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、別に定めるものを除き、毎年1月1日とする。

2 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、昇給日前1年間で良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（一般職本給表（二）の適用を受ける職員にあつては57歳）を超える職員の前項による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上であるものに限り、別に定めるところにより昇給させることができる。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である職員及び研究教育職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級である職員（以下、「一般（一）9級以上職員等」という。）に対しては次項第2号に該当する扶養親族（以下、「扶養親族たる子」という。）に係る扶養手当に限り支給し、指定職本給表の適用を受ける職員に対しては扶養手当を支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下、「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（次の各号に掲げる職員（以

下、「一般（一）8級職員等」という。）にあつては3,500円）、扶養親族たる子については一人につき10,000円とする。

- 一 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者
 - 二 研究教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者
 - 三 年俸制給与規程で定める年俸額本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9級以上職員等から一般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を機構長に届け出なければならない。
- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般（一）9級以上職員等から一般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、解雇され、又は死亡した日、一般（一）9級以上職員等以外の職員から一般（一）9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般（一）9級以上職員等が一般（一）9級以上職員等以外の職員となった場合

- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般(一)8級職員等が一般(一)8級職員等及び一般(一)9級以上職員等以外の職員となった場合
- 五 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般(一)9級以上職員等以外のものが一般(一)9級以上職員等となった場合
- 六 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般(一)8級職員等及び一般(一)9級以上職員等以外のものが一般(一)8級職員等となった場合
- 七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 8 前7項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(機関長手当)

第10条の2 機関長手当は、機関の長に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項の規定による機関長手当の額は別に定める。

(管理職手当)

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち機構長が別に定める職員について、その特殊性に基づき支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

- 2 前項の規定による管理職手当は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額 $\frac{100}{100}$ の $\frac{25}{100}$ を超えてはならない。

(地域手当)

第12条 地域手当は、機構長が別に定める地域に在勤する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、本給、扶養手当、機関長手当及び管理職手当の月額の合計額に、それぞれの支給地域欄に掲げる区分に応じた、支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する支給地域に在勤する教職員が、その在勤する勤務場所を異にして異動した場合(これらの教職員が当該異動の日の前日に在勤していた勤務場所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)、当該異動後の地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に在勤していた地域の支給割合に達しないこととなるときは、当該職員には第1項の規定にかかわらず当該異動の日から2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。)、本給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当の額を支給する。

- 一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間

異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。)

- 二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)

異動等前の支給割合に $\frac{100}{100}$ の $\frac{80}{100}$ を乗じて得た割合

- 4 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員(以下「給与法適用者」という。)、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令(昭

和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者(以下「給与法適用者等」という。)が、引き続き職員になった場合においては、前項の規定に準じて地域手当を支給する。

(広域異動手当)

第12条の2 職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務場所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき別に定めるところにより算定した勤務場所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた勤務場所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務場所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務場所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務場所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務場所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務場所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務場所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務場所への異動等が予定されている場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 給与法適用者等であつた者から人事交流等により引き続き本給表の適用を受ける職員又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

4 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国等から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。)

二 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)第13条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるとして機構長が別に定めるもの。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のい

れにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

一 前項第1号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通期間等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4, 200円
- ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7, 100円
- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 000円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12, 900円
- ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15, 800円
- ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18, 700円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21, 600円
- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24, 400円
- ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26, 200円
- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28, 000円
- ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29, 800円
- ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円
- 三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 勤務場所を異にする異動（出向を含む。）又は在勤する勤務場所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は移転の直前の住居（異動又は移転の日以後に転居する場合には、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 新幹線鉄道等に係る通勤手当支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当前項の規定による額
- 4 前項の規定は、検察官であった者又は国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員、非特定独立行政法人、国家公務員、若しくは公庫・公団等の職員（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行

令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者）であった者（以下「国家公務員等職員」という。）から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

- 5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第15条 勤務場所を異にする異動（出向を含む。）又は出勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に出勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用等の事情等を考慮して機構長が指定する職員に限る。）その他権衡上必要があると認められるものとして機構長が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から出勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員等職員から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に出勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用等の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第16条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(超過勤務手当)

第17条 職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第2条に規定する所定の勤務時間を超えて勤務すること（以下「所定外勤務」という。）を命ぜられた職員には、所定外勤務をした全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定外勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で当該次に掲げる各号に定める割合（午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）に勤務した場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 所定の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

三 1箇月当たりの所定外勤務が60時間を超えて行われた場合の前2号の勤務 100分の150

2 前項第3号の「1箇月当たり所定外勤務が60時間を超えて行われた場合」とあるのは、毎月1日を起算日とする前項の超過勤務手当の支給対象となる所定外勤務時間と次条第1号の休日給の支給対象となる日の勤務時間を合計した時間が60時間を超えて行われた場合とする。

3 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第21条の2の代替休暇の取得に代えられた時間については、第1項第1号又は第2号に定める割合とする。

(休日給)

第18条 勤務時間等規程第12条の規定による休日（同規程第13条の規定により休日を振替えた場合、振替後の休日）において所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その実際に勤務した全時間に対して、休日給を支給する。

2 休日給は、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の割合は、前条第1項第2号及び同項第3号を準用する。

(夜勤手当)

第19条 所定の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 第17条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び管理職手当の月額の合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の本給の月額とは、第23条の規定による本給の調整額が含まれた額をいい、規定により本給を減らされているときでも、本来受けるべき本給の月額とする。

3 第1項の地域手当、広域異動手当の月額とは、前項の本給の月額に地域手当、広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。

(宿日直手当)

第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,200円を支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

2 前項の勤務は、第17条から第19条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第22条 第11条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要及びその他業務上の必要により勤務時間等規程第10条に規定する週休日又は同規程第12条に規定する休日に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、当該職員が災害への対処等のため、臨時又は緊急及びその他業務上の必要により午後10時から午前5時までの間に正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(本給の調整額)

第23条 本給の調整額は、機構長が別に定める適用区分表に掲げる勤務箇所等に勤務する職員（その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。）に支給する。

2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額の100分の25を超えるときは、本給月額の100分の25に相当する額とする。

3 前2項に定めるもののほか、本給の調整額の支給に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び平成22年11月30日改正給与規程附則（以下、本条及び次条において「附則」という。）第2条第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、解雇された職員又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。なお、基準日に退職し、解雇された職員又は死亡した職員及び同日に新たに職員となった者は職員に含まれる。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては、100分の137.5を乗じて得た額（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者並びに同表及び指定職本給表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当する者（以下「特定幹部職員」という。）にあっては6月に支給する場合においては、100分の102.5、12月に支給する場合においては、100分の117.5を乗じて得た額、指定職本給表の適用を受ける職員にあっては6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の73.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 6箇月 100分の100
 - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - 四 3箇月未満 100分の30
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在。附則第2条第5号において同じ。）において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、同表及び指定職本給表以外の各本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各本給表につき機構長が別に定めるもの並びに指定職本給表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に本給の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にその職の職制上の段階、職務の級等を考慮して機構長が別に定める職員の区分に応じて、機構長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額（特定幹部職員並びに指定職本給表の適用を受ける職員にあっては、その額に本給月額に機構長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額、）を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間は職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員等職員が引き続き職員となった場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、直前に属していた機関が期末手当を支給しない場合においては、期間に算入する。
- 6 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。
- 一 職員が基準日から支給日の前日までの間に、職員就業規則第36条の規定により懲戒解雇された場合
 - 二 職員が基準日から支給日の前日までの間に、職員就業規則第21条の規定により解雇された場合（職員就業規則第21条第1項第1号に該当して解雇した職員を除く。）
 - 三 職員が基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職し又は解雇された職員（前2号に掲げる者を除く。）で、退職し又は解雇された日から支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合
 - 四 次項の規定により期末手当の一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた場合

- 五 職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員
- 六 職員の介護休業等に関する規程（以下「介護休業等規程」という。）により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員
- 7 機構長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- 一 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 8 機構長は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差し止処分を受けた者について、当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差し止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 9 機構長は、一時差し止処分を行う場合に、一時差し止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（勤勉手当）

- 第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第2条第6号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じた割合に機構長が別に定める成績率を乗じて得た額とする。
 - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
 - 4 前条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額に準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第25条第3項」と読み替える。

- 5 前条第6項及び第7項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 6 前5項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第26条 削除

(休職者の給与)

- 第27条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により、職員就業規則第19条第1項第1号により休職にされた場合には、その休職の期間中、これに給与（基本給及び諸手当をいう。）の全額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところに従い、休業（補償）給付又は傷病（補償）年金（以下「労災保険給付」という。）がある場合には、給与の額から労災保険給付の額を控除した額）を支給する。
- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職にされた場合には、その休職期間が1年（結核性疾病にあっては2年）に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
 - 3 職員が職員就業規則第19条第1項第2号により休職にされた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
 - 4 職員就業規則第19条第1項第3号（次号による場合を除く。）第4号、第7号による休職にされた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
 - 5 職員就業規則第19条第1項第3号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100を支給することができる。
 - 6 職員就業規則第19条第1項第5号に規定する期間については、給与を支給しない。
 - 7 休職期間中の職員に対しては、他に別段の定めがない限り、第1項から第5項まで及び第9項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
 - 8 第2項から第4項までの規定による本給、地域手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
 - 9 第2項又は第4項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
 - 10 第2項の休職期間の計算等については、機構職員の休職及び復職に関する規程第3条の規定を準用する。

(派遣職員の給与)

- 第28条 職員就業規則第19条第1項第6号に定める派遣職員には、その派遣の期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当（以下「本給等」という。）のそれぞれ100分の70を支給することができる。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、あらかじめ機構長の承認を得て、本給等のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。その他必要な事項は、その都度機構長が定める。

(育児休業等の給与)

第29条 職員育児休業規程により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
 - イ 第24条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
 - ロ 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員
- 三 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、機構長が定めるところにより、号給を調整することができる。
- 四 職員が育児部分休業（育児休業規程第14条に規定する育児部分休業をいう。）により1日の所定の勤務時間の一部について勤務しない場合には、第32条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休業等の給与)

第30条 職員介護休業規程により介護休業及び介護部分休業をする職員の給与については、第32条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(機構の命令により勤務させない場合の給与)

第31条 入所禁止又は退所等機構の命令により職員を勤務させない場合には、機構は当該職員に1日当たり平均給与の100分の60を支給するものとする。

- 2 前項の平均給与の計算方法については、第34条第1項の定めによる。

(給与の減額)

第32条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第20条に規定する勤務1時間あたりの給与額（円位未満四捨五入）にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、部分休業の時間数及び介護休業の時間数の合計である。なお、合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

(本給の半減)

第33条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（職員就業規則第29条）により、当該療養のための病気休暇又は当該措

置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

- 2 前項の病気休暇期間の計算等については、勤務時間等規程第20条の規定を準用する。
- 3 前2項に規定するもののほか、第1項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、機構長が定める。

(減給)

第34条 減給は、平均給与（算定すべき事由の発生した日（減給の意思表示が職員に到達した日）以前3箇月間における職員の平均給与をいい、その以前3箇月間とは、算定事由の発生した日は含まれず、その前日からさかのぼって暦日の3箇月について算定する。）に、職員に支払われた給与の総額を、その期間の総日数で割った金額とする。ただし、次の期間がある場合は、その日数及び給与額は先の期間及び給与総額には含まない。

- 一 業務上の傷病にかかり休職した期間
- 二 産前産後の休暇の期間
- 三 育児・介護休業期間
- 四 試用期間

2 前項ただし書の給与総額とは、算定期間中に支払われる労働基準法第11条に規定する給与のすべてをいう。ただし、次の給与については給与総額には含まない。

- 一 臨時に支払われた給与
- 二 期末手当及び勤勉手当

3 第1項ただし書に定める期間が、平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前3箇月以上にわたる場合の平均賃金は、その期間の最初の日をもって、平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなす。

4 前3項までに定めるもののほか、減給に関し必要な事項は、労働基準法に従い機構長が定める。

(日割計算)

第35条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

- 2 職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの給与を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から週休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、第11条に規定する管理職手当、第12条に規定する地域手当及び第12条の2に規定する広域異動手当の支給について準用する。

(端数計算)

第36条 第17条から第19条までの規程により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当並びに第20条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第37条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の支払)

第38条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、労使協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、機構長が定める。

(実施に関し必要な事項)

第39条 職員の給与に関しては、本規程に定めるもののほか、本規程に関する運用・解釈等については機構長が別に定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(本給表)

2 本規程第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年4月3日法律第95号)第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員(以下「承継職員」という。)の施行日における第5条第2項に規定する本給表は、行政職俸給表(一)については一般職本給表(一)とし、行政職俸給表(二)については一般職本給表(二)とし、教育職俸給表については研究教育職本給表とし、指定職本給表については指定職本給表とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

(本給月額)

3 前項の適用を受ける職員の施行日における本給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎とし本給月額を決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規程の改正は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替等)

2 この規程の適用日の前日において、別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

第3条 切替日の前日において本規程別表第1から別表第4までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員(次項に規定する職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

3 切替日の前日において指定職本給表の適用を受けていた職員の号給は、旧号給に対応する附則別表第4の新号給欄に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え)

第4条 切替日の前日において、本規程別表第1から別表第3までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における新号給は、別表第5に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第6条 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額(平成21年1月30日改正職員給与規程の施行の日において次の各号に掲げる職員である者(以下「特定職員」という。)に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。))には、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(平成22年1月30日改正職員給与規程附則第2条(以下本条において「附則第2条」という。))の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうちその職務の級が附則第2条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下このこの項において「特定職員」という。))にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

- 一 二に掲げる職員以外の職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその号給が次の表の号給欄に掲げる号給である者を除く。） 100分の99.1
- 二 指定職本給表の適用を受ける職員 100分の98.94

本給表	職務の級	号給
一般職本給表(一)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
一般職本給表(二)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
研究教育職俸給表	1級	1号給から44号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで

- 2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 3 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

第7条 前条の規定による本給を支給される職員に関する本規程第11条第2項、第23条第2項及び第26条の規定の適用については、本規程第11条第2項中「調整前における本給月額」とあるのは「調整前における本給月額と平成18年4月1日改正職員給与規程附則第6条の規定による本給の額との合計額」と、第23条第2項及び第26条中「本給月額」とあるのは「本給月額と平成18年4月1日改正職員給与規程附則第6条の規定による本給の額との合計額」とする。

（平成19年3月31日までの間における本規程の適用に関する特例）

第8条 平成19年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる本規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	4号給	2号給
	3号給	1号給

（平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における本規程の適用に関する特例）

第9条 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる本規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給

(国立大学法人等との人事交流者の支給割合基準日の改正)

第10条 (削除)

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

第2条 平成18年4月1日改正人間文化研究機構職員給与規程附則第6条の規定による本給を支給される職員のうちその者の受ける本給月額と当該本給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える職員についての本規程第11条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額」とあるのは、「職員の本給月額と平成18年4月1日改正人間文化研究機構職員給与規程附則第6条の規定による本給の額との合計額」とする。

(国立大学法人等との人事交流者の地域手当に関する特例)

第3条 (削除)

(広域異動手当に関する経過措置)

第4条 本規程第12条の2の規定は、平成16年4月2日から平成19年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務場所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から3年を経過する日までの間」とあるのは、「当該異動等の日から3年を経過する日までの間のうち、平成19年4月1日以後の期間について」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成19年8月1日から施行する。

(平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における本規程の適用に関する特例)

第2条 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる本規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第4項	2号給	1号給
--------	-----	-----

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成20年1月15日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

(国立大学法人等との人事交流者の地域手当に関する特例)

第2条 国立大学法人等との人事交流協定に基づき採用した職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）において、当該異動後の地域手当の支給割合が異動の日の当日の交流元の国立大学法人等の地域手当（地域手当に相当する手当を含む。）支給割合（以下「異動当日の交流元の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該異動の日から人事交流期間満了（人事交流協定に定める期間を延長した場合の期間を含む。）までの間、本給及び扶養手当の合計額に異動当日の交流元の支給割合（異動当日の交流元の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、改定後の交流元の国立大学法人等の支給割合）を乗じて得た月額地域手当の額を支給することができる。

附 則

この規程の改正は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成21年6月25日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成21年6月に支給する期末手当に関する第24条第2項の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成21年10月1日から施行する。

(国立国語研究所の異動者にかかる経過措置)

第2条 この規程の施行日の前日において、独立行政法人国立国語研究所（以下「旧国語研」という。）に在職しており、旧国語研の解散により施行日において人間文化研究機構国立国語研究所に身分を承

継された職員（以下「承継職員」という。）で新たな本給表の適用を受ける職員のうち、その者の受ける本給月額が施行日の前日に受けていた本給月額に相当する額（以下「前本給月額」という。）に達しないこととなる場合は、必要と認める間、当該受ける本給月額にかかわらず、前本給月額を本給として支給することができる。

第3条 前条の規定にかかわらず、承継職員のうち、研究員となった職員の本給については、必要と認める間、本規程第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、機構長が別に定める研究職本給表等を適用する。

附 則

この規程の改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年1月1日から施行する。ただし、施行の日（以下「施行日」という。）の前日に機関の長として指定職本給表の適用を受ける者が、施行日以降に引き続き機関の長として在職する場合（再任による場合を含む。）は、第5条第3項第3号の規定にかかわらず、指定職本給表を適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

（育児休業復職時号給調整に係る経過措置）

第2条 施行日以前に育児休業を取得又は育児休業から復帰した職員について部内均衡上必要と認められる場合は、第29条第1項第3号中「100分の100以下」とあるのは「平成19年8月1日（以下「基準日」という。）以降の育児休業期間については100分の100以下、基準日の前日以前の育児休業期間については2分の1以下」と読替えてその者の受ける号給について必要な調整を行うことができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程の改正は、平成22年12月1日から施行する。

（55歳を超える職員の本給月額の減額支給等について）

第2条 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（機関の長及び再任用職員を除く。）のうちその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でない者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第33条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.

5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び第3項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下この項及び附則第3項において「本給月額減額基礎額」という。））

二 管理職手当 前号に準ずる額

三 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

四 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

五 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第24条第4項の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

六 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第25条第4項において準用する第24条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第24条4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）

を加算した額。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項に規定する割合を乗じて得た額)

七 第27条第1項から第5項まで、第7項及び第9の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第27条第1項 前各号に定める額

ロ 第27条第2項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第27条第3項 第1号、第3号及び第4号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額

ニ 第27条第7項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額

ホ 第27条第9項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額

本給表	職務の級
一般職本給表(一)	6級
研究教育職本給表	5級

2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は別に定める。

3 第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第17条から第19条まで並びに第29条、第30条並びに第32条に規定する勤務1時間当りの給与額は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額、管理職手当並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当の月額合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び管理職手当の月額合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(その他必要な事項)

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程の改正は、平成23年1月11日から施行し、平成23年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の第27条第10項及び第33条の規定は、同日以後の病気休職期間及び同日以後に使用した病気休暇期間について適用する。

(平成23年4月1日における号給の調整等)

第2条 平成23年4月1日(以下「調整日」という。)において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日(以下「調整対象昇給日」という。)において本規程第9条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して次の各号の一に該当する者を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の調整日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

一 調整対象昇給日における本規程第9条の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員(調整対象昇給日から調整日までの期間(以下「特定期間」という。)に本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない別に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(以下「本給表異動等」という。)をした職員を除く。)

二 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が前年の昇給日後に新たに職員となった者として別に定める基準に従い決定された昇給の号給数(以下この号において「期間割昇給号給数」という。)である職員であって、当該期間割昇給号給数と、本規程平成18年改正附則第9条の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割号給数とが等しくなるもの(次号及び次項第3号イにおいて「期間割非抑制職員」という。)(特定期間に本給表異動等をした職員を除く。)

三 特定期間に本給表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該本給表異動等があったものとした場合に、調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの

2 前項の当該職員との権衡上必要があると認められる職員は、調整対象昇給日に本規程第9条の規定により昇給した職員以外のうち、次に掲げるものとする。

一 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、平成19年1月1日以後に新たに職員となり、別に定める初任給に関する経過措置の適用を受けて号給を決定された職員であって、採用日から同経過措置による調整年数を遡った日が平成21年11月1日(新たに職員となった者の職務の級が、一般職本給表(一)7級以上であるものは、同年10月1日)前となるもの(新たに職員となった日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。)

二 特定期間に国家公務員、他国立大学法人及び地方公務員等から人事交流等により引き続いて職員となった者(人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に本給表異動等をした職員を除く。)

三 特定期間に本給表等異動等をした職員であって、次に掲げるもの

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該本給表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの(次号に掲げる職員を除く。)

ロ 調整対象昇給日から調整日までの間に新たに職員となった者(人事交流等により新たに職員となった者を除く。)であって、新たに職員となった日から当該本給表異動等後の職務と同種の職

務に引き続き在職していたものとした場合に、第一号に該当することとなるもの

- 3 前項までに定めるもののほか、調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、休暇のために引き続いて勤務していなかった期間及び育児休業をしていた期間等がある職員であって、平成21年1月1日から調整日の前日までの間に復職又は職務に復帰した場合、調整日以後に採用された職員のうち、調整日において43歳に満たない職員の初任給の号給を決定する場合その他の場合に、部内の他の職員との均衡を考慮して権衡上必要と認められる限度において、給与法適用者の例により、必要な調整を行うことができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日における号給の調整)

第2条 平成24年4月1日において、36歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の本規程第9条の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（平成24年4月1日において30歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があると認められる職員にあつては、2号給）上位の号給とすることができる。

- 2 前項の規定により号給の調整を実施する場合のほか、休職にされていた期間、休暇のために引き続いて勤務していなかった期間及び育児休業をしていた期間等がある職員の復職時の号給決定又は初任給決定の計算過程等における平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給抑制の効果等考慮すべき状況が認められる場合に、部内の他の職員との均衡を考慮して、給与法適用者の例により必要な調整を行うことができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号給の調整)

第2条 平成25年4月1日において、31歳以上39歳未満の職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日における本規程第9条の規定による昇給その他の号給の決定過程において昇給抑制の効果等が認められる場合（以下この条において「調整考慮事項が認められる場合」という。）において、31歳以上37歳未満の職員にあつては、いずれか2以上（37歳以上39歳未満の職員にあつては、いずれか1以上）の調整考慮事項が認められる場合は、当該職員の平成25年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とすることができる。

2 前項の規定により号給を調整する場合のほか、休職にされていた期間、休暇のために引き続いて勤務していなかった期間及び育児休業をしていた期間等がある職員の復職時の号給決定又は初任給決定の計算過程等において調整考慮事項が認められる場合は、部内の他の職員との均衡を考慮して、給与法適用者の例により必要な調整を行うことができる。

附 則

この規程の改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月14日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(平成26年4月1日における号給の調整)

第2条 平成26年4月1日において、38歳未満の職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日における本規程第9条の規定による昇給その他の号給の決定過程においていずれも昇給抑制の効果等が認められる場合（以下この条において「調整考慮事項が認められる場合」という。）において、38歳以上40歳未満の職員にあっては、いずれか2以上の調整考慮事項が認められる場合において、40歳以上45歳未満の職員にあっては、いずれかの調整考慮事項が認められる場合においては、当該職員の平成26年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とすることができる。

2 前項の規定により号給を調整する場合のほか、休職にされていた期間、休暇のために引き続いて勤務していなかった期間及び育児休業をしていた期間等がある職員の復職時の号給決定又は初任給決定の計算過程等において調整考慮事項が認められる場合は、部内の他の職員との均衡を考慮して、給与法適用者の例により必要な調整を行うことができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成26年12月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(平成27年3月31日までの間における本規程の適用に関する特例)

第2条 平成27年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる本規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第2条 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年11月30日改正職員給与規程附則第2条（以下本条において「附則第2条」という。）の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうちその職務の級が附則第2条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

2 切替日以降に新たに本規程の適用を受けることとなった職員について、国家公務員、地方公務員又は他の国立大学法人、大学共同利用機関法人等の職員であった者が、引き続き本機構の職員となった場合（退職手当の算定において在職期間が通算されることとなる場合に限る。）において、前項の規定による額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、本給を支給する。

(広域異動手当に関する経過措置)

第3条 改正後の規程第12条の2第1項中「100分の10」、「100分の5」とあるのは、平成28年3月31日までの間においては、それぞれ「100分の8」、「100分の4」と読み替える。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第4条 改正後の規程第15条第2項中「30,000円」とあるのは、平成30年3月31日までの間においては、「26,000円」と読み替える。

附 則

この規程は、平成27年9月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年3月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(平成27年給与改正に伴う給与の支給等の特例)

第2条 平成27年3月23日改正附則第2条に該当する者のうち、本規程の給与改正の適用を受け、算出時の端数処理により施行日の前日に支給された本給及び諸手当等（給与の減額の規定等を適用された場合の額も含む）の額に達しない額となる場合は、施行日の前日に受けていた額を支給するものとする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第3条 平成27年4月1日改正職員給与規程附則第4条において「平成30年3月31日まで」とあるのは、「平成28年3月31日まで」と読み替える。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年1月30日から施行する。

(平成28年給与改正に伴う給与の支給等の特例)

第2条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の大学共同利用機関法人間文化研究機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第5条第2項別表第1から別表第5の規定は平成28年4月1日から、改正後の職員給与規程第25条の規程は平成28年12月1日から適用する。

第3条 平成27年3月23日改正附則第2条に該当する者のうち、本規程の給与改正の適用を受け、算出時の端数処理により施行日の前日に支給された本給及び諸手当等(給与の減額の規定等を適用された場合の額も含む)の額に達しない額となる場合は、施行日の前日に受けていた額を支給するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成28年給与改正に伴う給与の支給等の特例)

第2条 改正後の第10条第3項の規定に定める扶養手当の額は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、第10条ただし書き及び当該規定を適用せず次の表に定める額とする。

改正後の第10条第2項各号に掲げる扶養親族	改正後の第10条に定める者	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
第1号	一般(一)9級以上職員等(改正後の第10条第1項に定めるものをいう。以下同じ。)	10,000円	6,500円	3,500円
	一般(一)8級職員等(改正後の第10条第3項各号に定めるものをいう。以下同じ。)	10,000円	6,500円	3,500円
	それ以外の者	10,000円	6,500円	6,500円
第2号	一般(一)9級以上職員等	8,000円	10,000円	10,000円
	一般(一)8級職員等	8,000円	10,000円	10,000円
	それ以外の者	8,000円	10,000円	10,000円
第3号から第6号まで	一般(一)9級以上職員等	6,500円	6,500円	3,500円
	一般(一)8級職員等	6,500円	6,500円	3,500円
	それ以外の者	6,500円	6,500円	6,500円

- 2 改正後の第10条第2項第1号に掲げる扶養親族がない場合にあつては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、そのうち1人につき次の各号に定める額とする。ただし、いずれにも該当する場合には、第1号に定める額とする。
- 一 改正後の第10条第2項第2号 10,000円
 - 二 改正後の第10条第2項第3号から第6号まで 9,000円
- 3 改正後の第10条第5項については平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	<p>5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を機構長に届け出なければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	<p>5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を機構長に届け出なければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 二 扶養親族足り要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

- 4 改正後の第10条第6項については平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで	<p>6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、解雇され、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>

5 改正後の第10条第7項については平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	<p>7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係る者がある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>三 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</p>
平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	<p>7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>三 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</p>
平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで	<p>7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>三 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般（一）8級以上職員等（一般（一）8級職員等及び一般（一）9級以上職員等のことをいう。以下、同じ。）が一般（一）8級以上職員等以外の職員となった場合</p>

	<p>四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般（一）8級以上職員等以外の者が一般（一）8級以上職員等となった場合</p> <p>五 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</p>
--	---

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年1月29日から施行する。

（平成29年給与改正に伴う給与の支給等の特例）

第2条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）別表第1から別表第5の規定は平成29年4月1日から、改正後の職員給与規程第25条の規程は平成29年12月1日から適用する。

第3条 平成27年3月23日改正附則第2条に該当する者のうち、本規程の給与改正の適用を受け、算出時の端数処理により施行日の前日に支給された本給及び諸手当等（給与の減額の規定等を適用された場合の額も含む）の額に達しない額となる場合は、施行日の前日に受けていた額を支給するものとする。

（平成30年4月1日における号給の調整）

第4条 平成30年4月1日において、37歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）のうち、平成27年1月1日において本規定第9条の規定により昇給した職員、その他の号給の決定過程において同等の昇給抑制の効果等が認められる職員の平成30年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とすることができる。

別表第1 一般職本給表(一)(第5条関係)

適用日:平成29年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	

別表第1 一般職本給表(一)(第5条関係)

適用日:平成29年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200		
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600		
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900		
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200		
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600			
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000			
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700			
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200			
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600			
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000			
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400			
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800			
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200			
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600			
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900			
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200			
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600			
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900			
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200			
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500			
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700				
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000				
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300				
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600				
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900				
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200				
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500				
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700				
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000				
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300				
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600				
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800				
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100				
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400				
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600				

別表第2 一般職本給表(二)(第5条関係)

適用日:平成29年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100

別表第2 一般職本給表(二)(第5条関係)

適用日:平成29年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700

別表第2 一般職本給表(二)(第5条関係)

適用日:平成29年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
70	210,800	252,600	282,100	310,900	
71	211,100	253,000	282,900	311,400	
72	211,700	253,400	283,600	311,900	
73	211,900	253,600	284,400	312,200	
74	212,500	254,000	285,100	312,700	
75	213,000	254,500	285,900	313,200	
76	213,800	255,000	286,700	313,600	
77	214,000	255,400	287,300	313,800	
78	214,700	255,800	287,800	314,100	
79	215,200	256,300	288,300	314,400	
80	215,800	256,800	288,700	314,700	
81	216,500	257,100	289,100	315,000	
82	217,000	257,400	289,500	315,300	
83	217,600	257,700	290,000	315,600	
84	218,300	258,000	290,500	315,900	
85	218,900	258,200	290,900	316,100	

別表第2 一般職本給表(二)(第5条関係)

適用日:平成29年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
86	219,400	258,400	291,500	316,500	
87	219,900	258,700	292,100	316,800	
88	220,600	259,000	292,700	317,000	
89	221,100	259,200	293,000	317,200	
90	221,700	259,400	293,500	317,500	
91	222,300	259,800	294,000	317,800	
92	222,800	260,000	294,400	318,100	
93	223,200	260,300	294,800	318,300	
94	223,700	260,700	295,300	318,600	
95	224,200	261,000	295,800	318,900	
96	224,700	261,300	296,300	319,100	
97	225,200	261,500	296,600	319,300	
98	225,700	261,800	297,000	319,600	
99	226,200	262,000	297,500	319,900	
100	226,700	262,300	298,000	320,100	
101	227,100	262,600	298,400	320,300	
102	227,600	262,800	298,800		
103	228,200	263,100	299,100		
104	228,800	263,400	299,400		
105	229,200	263,600	299,700		
106	229,700	263,800	300,100		
107	230,000	264,100	300,500		
108	230,400	264,300	300,900		
109	230,600	264,600	301,200		
110	231,000	264,900	301,600		
111	231,500	265,200	302,000		
112	232,000	265,400	302,300		
113	232,200	265,600	302,500		
114	232,700	265,900	302,800		

別表第2 一般職本給表(二)(第5条関係)

適用日:平成29年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
115	233,200	266,100	303,100		
116	233,700	266,300	303,300		
117	234,000	266,600	303,500		
118	234,400	266,900	303,800		
119	234,800	267,200	304,100		
120	235,200	267,500	304,300		
121	235,600	267,600	304,500		
122		267,900	304,800		
123		268,200	305,100		
124		268,500	305,300		
125		268,600	305,500		
126		268,900	305,800		
127		269,200	306,100		
128		269,500	306,300		
129		269,600	306,500		
130		269,900	306,800		
131		270,200	307,100		
132		270,500	307,300		
133		270,600	307,500		
134		270,900			
135		271,200			
136		271,500			
137		271,600			

別表第3 研究教育職本給表(第5条関係)

適用日:平成29年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	169,900	212,900	273,900	321,200	405,100	534,000
2	172,000	215,200	276,900	324,100	407,400	537,000
3	174,000	217,400	279,700	327,200	409,800	540,100
4	176,000	219,600	282,500	330,200	412,300	543,200
5	178,000	221,700	285,300	333,400	414,600	546,200
6	180,500	223,900	287,800	336,200	417,100	548,600
7	183,000	226,100	290,000	338,800	419,300	551,100
8	185,500	228,200	292,400	341,500	421,800	553,500
9	188,000	230,500	295,100	344,500	423,500	555,800
10	190,800	232,900	297,600	347,500	426,000	557,600
11	193,500	235,300	300,000	350,600	428,400	559,500
12	196,200	237,700	302,600	353,900	430,700	561,400
13	198,900	240,000	305,000	356,800	432,100	563,100
14	200,800	242,400	307,000	358,900	434,300	564,500
15	202,700	244,800	309,100	361,200	436,500	565,800
16	204,700	247,200	311,000	363,800	438,800	567,000
17	206,700	249,300	313,200	366,200	441,100	568,300
18	208,500	252,400	315,400	368,400	443,500	569,100
19	210,300	255,500	317,400	370,700	445,800	569,800
20	212,000	258,600	319,400	372,800	448,200	570,500
21	213,800	261,500	321,400	374,900	450,300	571,300
22	215,700	264,500	323,900	377,000	452,600	
23	217,600	267,400	326,500	379,100	455,000	
24	219,500	270,300	329,300	381,100	457,300	
25	221,500	273,100	331,400	382,700	459,300	
26	223,600	275,700	333,600	384,500	461,500	
27	225,700	278,200	335,800	386,300	463,600	

別表第3 研究教育職本給表(第5条関係)

適用日:平成29年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
28	227,800	280,900	338,300	388,200	465,800	
29	229,800	283,800	340,700	390,100	467,900	
30	232,000	286,200	342,900	391,800	470,200	
31	234,300	288,400	345,000	393,500	472,400	
32	236,600	290,800	346,900	395,200	474,500	
33	238,800	293,200	349,100	396,900	476,400	
34	240,600	295,400	351,400	398,700	478,500	
35	242,300	297,900	353,700	400,200	480,800	
36	244,000	300,200	355,900	402,000	483,000	
37	245,700	302,700	357,600	403,100	485,100	
38	247,400	304,400	359,600	404,700	487,100	
39	248,800	306,100	361,700	406,300	489,000	
40	250,400	307,800	363,600	407,800	490,900	
41	252,500	309,700	365,500	408,800	492,900	
42	254,200	310,500	367,400	410,400	494,800	
43	255,600	311,400	369,200	411,900	496,500	
44	257,200	312,300	371,000	413,500	498,400	
45	258,600	313,200	372,900	414,900	500,300	
46	260,100	314,300	374,700	416,500	502,100	
47	261,800	315,200	376,200	417,900	503,900	
48	263,200	316,300	378,000	419,500	505,800	
49	264,600	317,300	379,500	420,900	507,500	
50	265,400	318,400	381,100	422,200	509,200	
51	266,000	319,300	382,900	423,500	511,000	
52	266,900	320,200	384,600	424,800	512,900	
53	267,600	321,400	385,700	425,500	514,500	
54	268,500	322,400	387,200	426,500	516,100	
55	269,200	323,400	388,600	427,400	517,800	
56	270,000	324,400	390,200	428,300	519,400	

別表第3 研究教育職本給表(第5条関係)

適用日:平成29年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57	270,800	325,300	391,600	429,200	521,000	
58	272,000	326,400	393,000	430,100	522,300	
59	273,000	327,500	394,300	431,000	523,600	
60	274,100	328,500	395,800	431,900	524,800	
61	275,100	329,500	397,100	432,800	526,000	
62	276,200	330,500	398,500	433,700	527,000	
63	277,200	331,600	400,000	434,700	528,000	
64	278,200	332,700	401,500	435,800	529,000	
65	279,100	333,500	402,500	436,700	529,600	
66	280,000	334,600	403,600	437,700	530,500	
67	281,100	335,300	404,600	438,700	531,400	
68	282,200	336,400	405,700	439,600	532,300	
69	283,100	337,000	406,700	440,600	533,200	
70	284,200	338,100	407,600	441,600	534,000	
71	285,200	339,100	408,400	442,500	534,700	
72	286,300	340,200	409,200	443,500	535,200	
73	287,100	340,600	410,000	444,500	535,900	
74	288,200	341,600	410,900	445,400	536,400	
75	289,300	342,600	411,700	446,300	537,200	
76	290,300	343,600	412,500	447,300	537,800	
77	290,900	344,600	413,200	448,100	538,300	
78	291,900	345,600	413,700	448,600	538,900	
79	292,800	346,500	414,100	449,300	539,500	
80	293,700	347,400	414,500	449,900	540,100	
81	294,600	348,400	414,800	450,700	540,700	
82	295,500	349,400	415,200	451,400		
83	296,400	350,400	415,500	451,700		
84	297,300	351,400	415,900	452,300		
85	297,900	352,000	416,200	452,700		

別表第3 研究教育職本給表(第5条関係)

適用日:平成29年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
86	298,700	352,600	416,600	453,100		
87	299,500	353,200	417,000	453,500		
88	300,400	353,800	417,400	453,800		
89	301,000	354,400	417,700	454,100		
90	301,600	354,800	418,100	454,500		
91	302,300	355,200	418,500	454,900		
92	302,900	355,700	418,800	455,200		
93	303,600	356,200	419,100	455,500		
94	304,200	356,600	419,500	455,900		
95	304,800	357,100	419,800	456,200		
96	305,400	357,600	420,100	456,500		
97	306,100	358,200	420,400	456,800		
98	306,700	358,700	420,800	457,200		
99	307,300	359,100	421,100	457,500		
100	307,900	359,600	421,400	457,800		
101	308,300	360,000	421,700	458,100		
102	308,600	360,500	422,100			
103	308,900	360,800	422,400			
104	309,300	361,300	422,700			
105	309,600	361,800	423,000			
106	310,000	362,200	423,400			
107	310,300	362,700	423,700			
108	310,600	363,200	424,000			
109	311,000	363,600	424,300			
110	311,300	364,100	424,600			
111	311,700	364,600	424,900			
112	312,100	365,000	425,200			
113	312,400	365,400	425,500			
114	312,800	365,800	425,800			

別表第3 研究教育職本給表(第5条関係)

適用日:平成29年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
115	313,100	366,300	426,100			
116	313,400	366,700	426,400			
117	313,600	367,100	426,600			
118	313,900	367,500				
119	314,300	368,000				
120	314,700	368,400				
121	314,900	368,700				
122	315,200	369,100				
123	315,600	369,600				
124	316,000	369,900				
125	316,200	370,300				
126	316,400	370,800				
127	316,700	371,300				
128	317,100	371,700				
129	317,300	372,100				
130	317,600	372,600				
131	318,000	373,100				
132	318,200	373,600				
133	318,400	374,100				
134	318,700	374,600				
135	319,100	375,100				
136	319,300	375,600				
137	319,400	376,100				
138	319,600	376,600				
139	319,900	377,100				
140	320,200	377,600				
141	320,600	378,100				
142	320,900					
143	321,200					

別表第3 研究教育職本給表(第5条関係)

適用日:平成29年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
144	321,500					
145	321,900					
146	322,200					
147	322,400					
148	322,700					
149	323,100					
150	323,400					
151	323,700					
152	323,900					
153	324,200					
154	324,500					
155	324,800					
156	325,100					
157	325,300					

別表第4 指定職本給表(第5条関係)

適用日:平成27年4月1日

号 給	本給月額
	円
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

別表第5 外国人研究員の本給表(第5条関係)

適用日:平成16年4月1日

区分	本 給 月 額(円)								
甲種	875,000								
乙 種	雇用期間	調整手当	号給及び本給月額						
			1	2	3	4	5	6	7
	6 月 以 上	甲地12%	443,000	503,000	565,000	623,000	679,000	735,000	780,000
		甲地10%	435,000	494,000	555,000	611,000	667,000	722,000	766,000
		甲地6%	419,000	476,000	535,000	589,000	643,000	696,000	738,000
		乙地3%	408,000	463,000	520,000	573,000	624,000	676,000	717,000
		非支給地	396,000	449,000	504,000	556,000	606,000	657,000	679,000
	6 月 未 満	甲地12%	388,000	441,000	494,000	545,000	594,000	643,000	683,000
		甲地10%	381,000	433,000	486,000	535,000	583,000	632,000	670,000
		甲地6%	367,000	417,000	468,000	516,000	562,000	609,000	646,000
		乙地3%	357,000	405,000	455,000	501,000	546,000	592,000	628,000
非支給地		346,000	393,000	441,000	486,000	530,000	574,000	609,000	